

審　　査　　基　　準

平成19年12月1日作成

| |
|--|
| 法　　令　　名：地方自治法 |
| 根　拠　条　項：第238条の4 第7項 |
| 処　分　概　要：行政財産の使用許可 |
| 原権者（委任先）：兵庫県知事（本部長、警察署長） |
| 法　令　の　定　め：公有財産規則第49条 |
| 審　　査　　基　　準：別紙参照 |
| 標準処理期間：30日 |
| 申　　請　　先：申請書は、あなたが使用を希望する警察署の会計課（係）に提出してください。 |
| 問い合わせ先：当該警察署会計課（係） |
| 備　　考： |

別紙

次のいずれかに該当する場合に、使用許可することができる。

- 1 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために使用するとき。(公有財産規則第49条第1号)
- 2 県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする団体においてその事務又は事業の用に供するために使用するとき。(公有財産規則第49条第2号)
- 3 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる事業の用に供するために短期間使用するとき。(公有財産規則第49条第3号)
- 4 災害その他緊急事態の場合において応急施設の用に供するために短期間使用するとき。(公有財産規則第49条第4号)
- 5 県の職員その他県の施設を利用する者の福利厚生施設として、食堂、売店等の経営を行うために使用するとき。(公有財産規則第49条第5号)
- 6 電気事業、通信事業、水道事業、ガス事業その他の公共事業の用に供するために使用するとき。(公有財産規則第49条第6号)
- 7 前各号に掲げるもののほか、警察署長が特にやむを得ない理由があると認めるとき。(公有財産規則第49条第7号)

上記第7号の「警察署長が特にやむを得ない理由があると認めるとき」は、おおむね次に掲げる場合とする。

- 1 社会教育の用に供するために使用するとき。(昭和58年2月18日管第570号公有財産規則の運用について第3-13-(2)-ア)
- 2 隣接する土地等の所有者又は占有者に水道、電気、ガス等の施設の用に供するために土地を使用させることがやむを得ないと認められるとき。(昭和58年2月18日管第570号公有財産規則の運用について第3-13-(2)-イ)
- 3 牛乳、たばこ等の自動販売機、委託公衆電話機等を設置するために土地等を使用させることがやむを得ないと認められるとき。(昭和58年2月18日管第570号公有財産規則の運用について第3-13-(2)-ウ)
- 4 交通信号機、防犯灯その他の公共的施設を設置するために土地等を使用させることがやむを得ないと認められるとき。(昭和58年2月18日管第570号公有財産規則の運用について第3-13-(2)-エ)